

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年7月7日に実施した市立小・中学校の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年8月9日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

1 監査対象事務

児童・生徒の安全確保について

2 監査の日程

平成28年4月28日から同年7月7日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成28年7月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア プールの維持管理について調査したところ、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>(ア) プールにおける日常点検結果を記録するプール管理日誌は、必要な項目を満たした内容であれば、独自の様式を使用することができるが、向陽小学校、東林小学校、二本松小学校、弥栄小学校及び根小屋小学校において、日常点検において検査することが必要とされている「pH値」や「透明度」を記載する欄が欠けている独自の様式を使用したことにより、これらの項目について点検したことが確認できなかった。</p> <p>また、教育委員会で定めた様式を使用している学校においても、</p>	<p>平成28年4月28日から平成28年7月7日にかけて実施された定期監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>向陽小学校、東林小学校、二本松小学校、弥栄小学校については、今年度からプール管理日誌は教育委員会で定めた様式を使用し、「pH値」や「透明度」について確実に検査を実施し、記録しています。</p> <p>向陽小学校については、児童の安全管理の徹底を図るために、体育主任及び教頭がプール管理日誌の記入もれの有無等についてプール使用日ごとに点検を実施するとともに、打ち合わせ等で日常点検の重要性について周知徹底し、職員が共通認識にたった上で日常の点検が行われるようにしました。</p> <p>さらに、教育委員会から通知がされ</p>

相陽中学校及び大野南中学校ではプール使用期間中「pH値」を記載しておらず、田名中学校では未記入の項目が散見された。

プールにおける環境衛生については、国から示された「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)を踏まえて、市教育委員会が同時期に改正を行った「児童生徒が安全かつ衛生的に水泳授業等が受けられる学校プール環境を実現すること」を目的とする「相模原市立小中学校プール保健衛生管理事業実施要領」(平成5年5月6日施行。以下「実施要領」という。)において、プール管理日誌を作成し、遊離残留塩素濃度、透明度、水素イオン濃度等を記録し、日常の管理状況を明確にしておくよう規定している。

小・中学校のプールについては、平成27年2月に実施した事務監査において、プール使用期間前後の点検や日常点検の結果を記録していない小・中学校が多数見られたため、点検結果を適切に記録、保存するとともに、記録した状況を把握するよう指摘したところ、平成27年4月に教育環境部長から「水泳プールの安全管理について」が各小・中学校長に対し

た時は、担当教職員まで通知内容の周知徹底を図り、児童が安全かつ衛生的に学校プールを使用できるよう、環境保持に努めてまいります。

東林小学校については、体育主任を中心に、日常点検内容や手順をまとめ、職員室及びプール機械室に掲示し、職員が共通認識のもと確認できるようにしました。

さらに、プール使用時には検査時間を決め、確実に検査を実施するとともに、検査項目の完全実施を体育主任、プール使用学年教諭及び管理職の複数で確認することを徹底し、児童が安全かつ衛生的に学校プールを使用できるよう、環境保持に努めてまいります。

二本松小学校につきましては、プール管理日誌等の確認を体育主任及び教頭等、複数で行うことを徹底しました。

さらに、プールの日常点検の重要性を再確認するとともに、検査項目について確実に検査を実施し、児童の安全かつ衛生的な学校プールの環境の確保を進めてまいります。

弥栄小学校につきましては、全職員に点検に関わる留意点を周知徹底いたしました。

さらに、日常点検で行うべき項目の確認を確実にを行うとともに、プール管理日誌を確実に記入し、安全かつ衛生

通知され、プールの検査項目、基準、プール管理日誌の様式等が示されているが、プール管理日誌については、この通知に示した項目を満たした内容であれば、独自の様式も使用できるとされていた。

その後、平成27年9月に教育委員会委員長から「日常点検等の点検結果の記録状況とプール管理日誌の保存状況等の実態把握につきましては、学校保健課が小中学校を訪問した際には現地確認を行うとともに、全校を対象に、プールの使用が終了した時点の記録・保存状況に関する調査を行い、プール使用が終了した学校については、実態を把握し、適正に管理されていることを確認しました」との通知を受け、その内容について同年10月に監査委員として広く市民に公表したところである。

しかしながら、今回の定期監査において、プール使用期間中に実施する日常点検に関し、多くの小・中学校で、改善措置通知の内容と異なる実態であったことは、日常点検に対する意識が欠如していることを示しており、極めて遺憾である。

今後は、プールの日常点検の重要性を再認識するとともに、検査

的な学校プール環境の確保に努めてまいります。

根小屋小学校につきましては、教育委員会で定めた様式に、さらに学校で使用する項目を加えて使用し、「pH値」や「透明度」について確実に検査を実施し、日常点検の重要性について、教職員への周知を徹底いたしました。

さらに、プール管理日誌記入後は、管理職による最終点検を行い、安全かつ衛生的な学校プール環境の確保に努めてまいります。

相陽中学校につきましては、日常点検で行うべき項目、プール管理日誌への記載内容、記載時間等を体育科職員及び部活動顧問で再確認し、記入についての徹底を図り、確実に実施しました。

さらに、プールの日常点検とともにプール管理日誌の点検を確実にを行い、管理状況を明確にし、安全で衛生的なプール環境の保持に努めてまいります。

大野南中学校については、プールの日常点検の項目及び基準を再確認し、プールを使用する体育科職員及び水泳部顧問を中心にプール管理日誌への記載を確実に行いました。

さらに、日常点検の必要性・重要性を全職員で共通理解し、プール管理日

項目について確実に検査を実施することにより、児童・生徒の安全かつ衛生的な学校プール環境の確保を図られたい。

【向陽小学校、東林小学校、二本松小学校、弥栄小学校、根小屋小学校、相陽中学校、田名中学校、大野南中学校】

誌の記入漏れの確認を複数の職員で徹底して行い、安全かつ衛生的な学校プールの環境の維持に努めてまいります。

田名中学校につきましては、プールの日常点検の項目及び基準を再確認し、日常点検で行うべき項目を確実に検査し、プール管理日誌に適正に記入しました。

さらに、未記入の項目がないよう、管理職による確認を徹底し、生徒の安全かつ衛生的なプール環境を確保してまいります。

教育委員会といたしましては、7月27日に行われた小・中学校定期監査結果等説明会で、管理職へ適切なプールの安全管理や日常点検の重要性を説明いたしました。

また8月25日には、新たに体育主任等を対象とした説明会を開催し、プールの授業や部活動に直接関わる教職員が、日常点検の重要性を再確認する機会とし、学校内で情報共有を図るとともに、プールに関わる担当教職員が共通の認識のもと日常点検が行われるよう指導してまいります。

また、引き続き、学校保健課が小中学校を訪問した際には、現地確認を行うとともに、プール使用期間中の7月上旬から中旬に作成したプール管理日誌等の提出を求め、各学校の記録状況

を確認し、2学期にプールを使用する学校については、8月中に指導を行い、今年度のプール使用が終了した学校については、来年度にむけて指導をまいります。

さらに、プール使用期間前の年度初めにとどまらず、機会をとらえ、プールの安全管理に関する通知を校長及び教頭だけでなく、体育主任等の担当教職員へも発送し情報提供を行ってまいります。

児童・生徒が安全かつ衛生的に学校プールを使用できるよう、教育委員会関係各課と学校が連携し、環境保持に努めてまいります。

(イ) 田名中学校のプール管理で使用している次亜塩素酸ソーダについて、プール薬剤在庫管理簿には平成27年7月12日の残量は「16」と記載されていた。その後、7月29日の納入数は「20」、7月30日の使用量は「3」、残量は「17」と記載されており、この間における16本の使用の経過が不明となっていた。

塩素系消毒薬である次亜塩素酸ソーダは酸性の薬剤と混ぜると有毒な塩素ガスが発生し、また、眼に入ると角膜が溶けるなど人体にとって有害な薬剤であることから

田名中学校については、プール薬剤の使用状況について、薬剤使用後は速やかに、体育主任がプール薬剤在庫管理簿に記入することを徹底しました。

また、今年度の使用状況については、担当教諭及び管理職等、複数の教職員により、使用日ごとに、記録と在庫状況が適正に管理されていることを確認しています。

酸性薬剤との反応で有毒ガスを発生させる危険性のある次亜塩素酸ソーダの使用の経過を確認できないことは、生徒の安全確保の観点からも許されないことでもあります。

プール薬剤の安全管理の重要性を常

厳重な管理が求められており、平成27年度は4月に教育環境部長から「水泳プールの安全管理について」、7月に学校保健課長から「プール薬剤の適正な取扱い及び管理の徹底について」が各小・中学校長に対し通知されている。

また、プール薬剤の管理については、平成26年度の定期監査においても、プール薬剤在庫管理簿を作成していない事例や、適切に記載されていない事例が見られたことに対し、注意事項としたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、プール薬剤の管理について、使用状況の記録を怠る不適正な事例が再度見られたことは極めて遺憾である。

今後は、プール薬剤の管理に当たっては、安全に管理することの重要性を改めて認識し、在庫管理簿で常に使用状況と在庫数を明確にするとともに、薬剤の保管状況等を定期的に確認するなど、適正な管理を徹底されたい。

(ウ) 田名中学校のプールの排水口について、配管の取付口の吸い込み防止金具が設置されていなかった。さらに、金属性の枠に蓋を取

に意識し、細心の注意を払い管理してまいります。

田名中学校のプールの排水口につきましては、二重構造の安全対策として配管の口に、吸い込み防止金具の取付け、外蓋のボルトによる固定の修繕を

り付け、重さで浮かないよう加工した蓋を使用していた。

プールの排水口に関する事故を防止するため基本的事項等について国から示された「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)では、「排水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である」とされている。また、「蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である」とされている。

プールの排水口については、過去に他市において死亡事故が発生するなど重大事故につながる危険箇所であることから、平成27年度は4月に学校施設課長から「プール排水口の点検について」、5月に学校教育課長から「水泳等の事故防止について」が各小・中学校長に対し通知され、ボルト等で確実に固定取付けされていることを確認するよう求められている。

しかしながら、田名中学校の状

実施し、平成28年6月23日に修繕を完了いたしました。また、体育主任等プールに関係する教員により、排水口を含め、プール施設の点検を確実にを行うことの確認を行いました。安全確保、安全対策を怠らず、生徒が安心して水泳ができるよう維持管理に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、今後、すべての学校プールの排水口について安全確認を再度行うとともに、学校と教育委員会が排水口付近の危険性を再認識し、児童・生徒の安全対策を徹底するための体育主任を対象とした説明会を8月25日に行い、安全性維持のための徹底を図ってまいります。

教育委員会と各小・中学校が一丸となって、プールの維持管理のあり方が非常に重要であるという意識と、特に排水口周辺は重大な事故につながるという強い危機感を持ち、日常点検などの安全対策を確実にを行い、児童・生徒の安全確保の徹底を図ることにより、管理監督責任を果たしてまいります。

況は二重構造の安全対策や蓋の固定取付けがなされているとは言い難い状況であったことは極めて遺憾である。

今後は、排水口周辺が死亡事故などの重大事故につながる危険箇所であることを再認識し、安全対策を徹底することにより生徒の安全確保を図られたい。